

【質問】今まで高血圧の治療で通院していましたが、6月の受診では治療の説明を受けた後、署名を求められました。何が変わったのでしょうか。
(65歳、女性)

生活習慣病管理料

【回答】2024年度は診療報酬の改定が行われ、6月から新しい点数で診療が行われるようになりました。

今回の改定の目玉の一つが生活習慣病管理料です。特定疾患療養管理料の対象疾患から生活習慣病である「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」の3疾病が除外されました。その代わりに、これまであった指導と検査を包括した生活習慣病管理料を生活習慣病管理料（Ⅰ）



上に丁寧な診療を行うように定められました。ご質問にあるように診察の時に署名を求められたの

患者と療養計画を共有 定期的に検査 目標立て治療

とし、検査を包括しない生活習慣病管理料（Ⅱ）を新設しました。いずれも特定疾患療養管理料よりやや高い点数となりませんが、患者さんと共に努力すべき目標を明確にし、療養計画書を作成し署名をもらって患者さんと計画書を共有することにより、今まで以

はそのためです。しかし、これは毎回の診察の時ではなく、計画書の作成はおおむね4か月に1度、あるいは、その間に病状が大きく変わった時に行われます。計画書への署名と共有も病状が安定している時には必要ありません。検査料が包括されるこ

ることになります。しかし、いずれにおいても、生活習慣病の状態を把握するためには定期的な検査が必要であり、1年を通じると（Ⅰ）であつても（Ⅱ）であつても負担額は大きくは変わらないものと思われ、生活習慣病は動脈硬化を促進し、脳梗塞、心筋

とで、受診の時に採血や超音波検査などが行われても患者さんの負担は増えませんが安心して毎月受診できるようにになります。その半面、状態が安定しており、検査を受ける回数が少ない人にとっては、1回の窓口負担金がこれまでより増え

梗塞、腎不全などの死に至る重篤な合併症を引き起こす原因となります。合併症の予防には、薬で治療することも大事ですが、生活習慣を正し、薬を飲むことなく状態を改善することが大切です。そのためにも、かかりつけ医の先生と相談しながら、定期的に検査を受け、異常値に対しどのようにして生活習慣を改めるか、療養計画書を通じて定期的に目標を立て治療していくことが大切です。

署名という煩わしさが増えましたが、生活習慣病の進行による合併症で不自由な生活を余儀なくされることのないよう、病状が進行する前からかかりつけ医と一緒に生活習慣病と向き合ってください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。